

年金を受け取る手続きを裁定請求
といい、国民年金の裁定請求の手続
きは、市区町村役場の国民年金の窓
口（厚生年金の加入期間、第3号被
保険者期間がある方は年金事務所）
で行います。

減額率は、受給を希望し、請求し
た月から65歳になる月の前月までの
月数に応じて、1か月繰り上げるこ
とに0・5%ずつ低くなります。
つまり、繰り上げの請求を行う月
によって減額率は異なります。なお、
減額は一生続きますので注意が必要
です。

老齢基礎年金繰り上げ受給
国民年金の老齢基礎年金は65歳か
ら受け取るのが基本ですが、本人が
希望すれば60歳からでも受け取るこ
とができます。この場合、受け取る
年金額が65歳から受け始める年金額
に比べ減額されます。

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(40)5556
栃木年金事務所
☎0282(22)6074、4134

繰り上げ受給の注意点
繰り上げ受給をすると、いくつかのデメリット
があります。十分理解したうえで、繰り上げ受給
をするかどうか決める必要があります。

老齢基礎年金繰り上げ受給総額（累計額） 20歳から60歳まで40年間保険料を納めて、65歳からの
年金額を満額772,800円受け取るものとして計算しています。

※表中の金額は、受給開始年齢到達月（誕生日の前日の属する月）に繰り上げた減額率により計
算しています。

※実際には、請求した月に応じて、次の式で計算された減額率によって老齢基礎年金額が減額され
ます。 **減額率=0.5%×繰り上げ請求月から65歳になる月の前までの月数** 単位：円

受給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
累計額	70%	76%	82%	88%	94%	100%
60歳時	541,000					
61歳時	1,082,000	587,300				
62歳時	1,623,000	1,174,600	633,700			
63歳時	2,164,000	1,761,900	1,267,400	680,100		
64歳時	2,705,000	2,349,200	1,901,100	1,360,200	726,400	
65歳時	3,246,000	2,936,500	2,534,800	2,040,300	1,452,800	772,800
70歳時	5,951,000	5,873,000	5,703,300	5,440,800	5,084,800	4,636,800
75歳時	8,656,000	8,809,500	8,871,800	8,841,300	8,716,800	8,500,800
80歳時	11,361,000	11,746,000	12,040,300	12,241,800	12,348,800	12,364,800

- ① 繰り上げの請求を
した後に、裁定の取
り消しはできません。
- ② 一生減額された年
金を受け取ることに
なります。
- ③ 繰り上げ受給後
に初診日がある場
合、障害基礎年金は
請求できません。また、
繰り上げ受給前の病
気やけがで障害があ
る場合でも、障害基
礎年金を請求できな
い場合があります。
- ④ 繰り上げ受給後に
遺族年金が発生した
場合、65歳までは、
老齢基礎年金と遺族
年金のどちらか一方
を選択することにな
ります。65歳からは
両方支給されますが、
老齢基礎年金は減額
支給のままです。
- ⑤ 寡婦年金を受ける
権利がなくなります。
- ⑥ 国民年金の任意加
入ができません。

老齢基礎年金繰り下げ受給

国民年金の老齢基礎年金は、本人
が希望すれば66歳から70歳までの希
望するときから年金を受け取ること
もできます。この場合、受け取る年
金額が65歳から受け始める年金額に
比べ増額されます。

増額率は、65歳になった日から繰
り下げの申し出を行った月の前月ま
での月数に応じて、1か月繰り下げ
るごとに0・7%ずつ高くなります。
つまり、繰り下げの請求を行う月
によって増額率は異なります。ただ
し、昭和16年4月1日以前に生まれ
た方は、66歳で受け取り始めた場合
は12%、67歳では26%、68歳では43%、
69歳では64%、70歳では88%の増額
となります。

■昭和16年4月2日以降に生まれた方

支給の繰下げを 申し出た日の年齢	受取率
65歳	100%
66歳0か月～66歳11か月	108.4%～116.1%
67歳0か月～67歳11か月	116.8%～124.5%
68歳0か月～68歳11か月	125.2%～132.9%
69歳0か月～69歳11か月	133.6%～141.3%
70歳	142%